

別表 1 (第2条、第5条関係)

事業名	経費	補助率	軽微な変更	
			経費の配分の変更	事業内容の変更
			次に掲げる変更以外の変更	次に掲げる変更以外の変更
1 肥料コスト低減緊急対策事業	次に掲げる化学肥料使用量低減に寄与する機械等の導入に要する経費 1 生育または土壌養分等の診断に基づき施肥量を調節する可変施肥機械、または、根の周辺に部分的に施肥し肥料の利用効率を高める機械 2 1の機械導入と一体的に行う生育または土壌養分等のリモートセンシングのための機械及びリモートセンシングシステムのサービスの利用経費等	1/2以内 (上限 1事業実施主体当たり3,500千円)	事業費の20%を超える増額。 補助金の増減。	事業実施主体の変更。 事業目的の変更。 主たる事業内容の変更。

別表 2 (第15条関係)

事業名
<p>・肥料コスト低減緊急対策事業 (全国農業協同組合連合会福島県本部、県農業協同組合中央会等、県全域又は農林事務所の管轄を越えて広域に及ぶ団体が事業実施主体である場合を除く。)</p>

